

いわき市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、いわき市都市公園条例（昭和44年いわき市条例第80号）別表第6に掲げる都市公園（上荒川公園を除く）の施設等使用料の徴収収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

いわき市長 内田 広之

- 1 受託者 いわき市常磐湯本町上浅貝110番地の33
一般財団法人いわき市公園緑地観光公社
理事長 佐竹 望
- 2 理由 施設利用者の利便を図るため
- 3 期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで